市民の皆さまへ

（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例案についてのご意見を募集します！

募集期間

令和８年１１月２５日（水）～ 令和８年１２月２５日（金）

岡山市議会では、本市の多様な歴史文化資源を生かし、次世代へ保存・創造的継承を行うことにより、持続的に発展する地域社会の実現を図ることを目的として「（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例」の制定に向けた検討を進めてきました。

このたび、条例案を取りまとめましたので、次のとおり、市民の皆さまからご意見を募集いたします。

提出方法

1　ホームページのご意見入力フォームから提出
下記のＵＲＬ又は右の二次元コードから市議会ホームページのご意見入力フォームへアクセスできます。
ＵＲＬ　https://www.city.okayama.jp/gikai/0000086219.html

2　上記の他、電子メール、ＦＡＸ、郵送、持参でご提出いただくこともできます。
※令和８年１２月２５日（金）正午必着

（電子メール）
chousaka@city.okayama.jp
件名　【意見募集】歴史文化まちづくり条例について

（ＦＡＸ、郵送、持参）
岡山市議会 議会局 政策調査課（岡山市役所本庁舎４階）
〒700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号
電話：086-803-1535（直通）　ＦＡＸ：086-233-1186

3　条例案は次の場所で配布しております。
・議会局政策調査課
・各区役所総務・地域振興課、各支所、各地域センター、各公民館、各図書館
・公文書センター（市役所本庁舎３階）

○　注意事項

・意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は無効となります。
・口頭又は電話でのご意見の受付はいたしません。あらかじめご了承ください。

○　取り扱いについて

・お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な案を作成する際の参考とさせていただくとともに、市議会ホームページにて公表する予定です。
・ご意見に対して個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
・ご記入いただいたご住所、お名前等の個人情報につきましては、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和５年市条例第45号)の規定により、適切に取り扱います。

○　お問い合わせ先

岡山市議会 議会局 政策調査課
〒700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号
電話：086-803-1535（直通）　ＦＡＸ：086-233-1186
電子メール：chousaka@city.okayama.jp

「（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例」の制定について

【概要】

1　条例制定の背景

本市には、多様で豊かな歴史文化資源が数多く存在しています。こうした歴史文化資源は、地域への愛着と誇りを育む要素の一つであり、市民等と市が協働して守り、次世代へつなぐべき重要な価値を持つものです。

また、本市には、歴史文化資源を活用した特色ある取組を推進している地域もある一方、その掘り起こしや周知の機会、保存継承に係る担い手不足を懸念する地域もあります。このため、特色ある地域の取組について、全市的な共通理解を深め、広げていくことが重要です。

さらに、地域に埋もれている歴史文化資源にも光を当て、先人たちが積み上げてきた多様な生き方や暮らしを豊かにする知恵に触れる機会及び知る機会を通じ、市民が地域の物語を学び、多角的にその価値を捉え直し、次世代へ伝えることで、地域への愛着と誇りの醸成に大きく寄与することとなります。

このようなことから、本市の多様な歴史文化資源を生かし、その価値を市民等と市が共有しながら、時代の変化に合わせた新たな付加価値を創出し、次世代へ保存・創造的継承を行うことにより、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進し、持続的に発展する地域社会の実現を図ることを目的とし、本条例を制定しようとするものです。

2　条例（案）検討の経緯

岡山市議会では、郷土の歴史や文化資源を改めて見直して次世代につないでいくとともに、これらの魅力を観光振興やまちづくりに活用していくための調査研究を行うため、昨年度「歴史・文化をいかしたまちづくり調査特別委員会」を設置したところです。

これまで特別委員会で実施した「市内４区の歴史文化資源の現地調査」や「本市ゆかりの偉人の顕彰に係るアンケート調査」の結果等を踏まえ、本市の歴史文化資源を次世代へ創造的につなぐため、市民等と市が共有できる理念が必要であるとの考えから、条例制定の検討に至ったものです。

そこで、条例制定に向けた現状と課題等について、委員会及び勉強会にて協議、検討を重ねるとともに、専門の立場である大学教授から条例制定に向けた意見聴取を実施するなど、計 10 回の委員会等を経て、このたび「（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例」を制定しようとするものです。

なお、本条例の特徴は、歴史文化資源の価値を市民等と市が共有しながら、その保存だけにとどまらず、時代の変化に合わせた新たな付加価値を創出すること、次世代への創造的継承及びその循環を規定していることです。

第 １回協議 令和８年 ４月 30 日 特別委員会及び勉強会
第 ２回協議 令和８年 ５月 22 日 特別委員会及び勉強会
第 ３回協議 令和８年 ６月 ４日 特別委員会勉強会
第 ４回協議 令和８年 ６月 25 日 特別委員会
第 ５回協議 令和８年 ７月 31 日 特別委員会
第 ６回協議 令和８年 ８月 21 日 特別委員会
第 ７回協議 令和８年 ８月 31 日 特別委員会及び勉強会(有識者意見聴取)
第 ８回協議 令和８年 ９月 24 日 特別委員会
第 ９回協議 令和８年 10 月 19 日 特別委員会
第 10 回協議 令和８年 11 月 18 日 特別委員会

３　歴史・文化をいかしたまちづくり調査特別委員会の構成委員

議員名	会派名	備考
松田　隆之	自由民主党岡山市議会	委員長
森山　幸治	懐かしい未来	副委員長
林　敏宏	公明党岡山市議団	委員
早野　賢一	公明党岡山市議団	委員
東　毅	日本共産党岡山市議団	委員
藤原　哲之	自由民主党岡山市議会	委員
松本　好厚	自由民主党岡山市議会	委員
岡崎　隆	自由民主党岡山市議会	委員
大月　晴一	自由民主党岡山市議会	委員
髙橋　誠一郎	自由民主党岡山市議会	委員
土田　貴行	みらいえ	委員

４　条例案

５～７ページをご覧ください。

５　今後のスケジュール（案）

令和９年２月　　定例市議会に条例制定に係る議案を提出
令和９年３月中旬　　定例市議会最終日に議決、条例公布
令和９年４月１日（予定）　条例施行

（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例
（案）

本市には，縄文土器などが出土した彦崎貝塚，５世紀初頭の前方後円墳である造山古墳をはじめとする古代吉備の文化，鎌倉時代に東大寺再建の瓦を製造した万富東大寺瓦窯跡，室町時代に始まったとされる西大寺会陽，岡山城を中心とした城下町の歴史，岡山後楽園，風情ある町並みが残る陣屋町足守，江戸時代に築かれた旭川の放水路である百間川とその治水施設群，明治時代以前から進められた児島湾干拓等によって形成された岡山平野その他多くの近代化遺産など，どの時代においても多様で豊かな歴史文化資源が数多く存在している。

また，これらの一部は，日本遺産である「『桃太郎伝説』の生まれたまち　おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」及び「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財にも名を連ねている。

さらに，本市には様々な分野で活躍して功績を残した偉人がおり，その功績に心を動かされ，誇りや感謝の気持ちを抱くとともに，未来へ伝えていく大切な存在であると感じているこどもたちもいる。

こうした歴史文化資源は，地域への愛着と誇りを育む要素の一つであり，市民等と市が協働して守り，次世代へつなぐべき重要な価値を持つものである。本市には，歴史文化資源を活用した特色ある取組を推進している地域もある一方，その掘り起こし，周知の機会及び保存継承に係る担い手の不足を懸念する地域もある。このため，特色ある地域の取組について，全市的な共通理解を深め，広げていくことが重要である。

また，地域に埋もれている歴史文化資源にも光を当て，先人たちが積み上げてきた多様な生き方や暮らしを豊かにする知恵に触れる機会及び知る機会を通じ，市民が地域の物語を学び，多角的にその価値を捉え直し，次世代へ伝えることで，地域への愛着と誇りの醸成に大きく寄与することとなる。そして，これらの流れを途切れさせることなく，創造的継承の循環を生み出すことで，地域全体の持続的な発展が期待される。

このような認識の下，先人から引き継がれた固有の歴史文化資源の保存・創造的継承をまちづくりの基軸の一つとして捉え，市民等とともに時代の変化に合わせた新たな付加価値を創出し，それらを次世代へつなぎ，市民が愛着と誇りを持てるまちを目指し，本条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は，本市の多様な歴史文化資源を生かし，その価値を市民等と共有しな

がら，時代の変化に合わせた新たな付加価値を創出し，次世代へ保存・創造的継承を行うことにより，市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進し，持続的に発展する地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 歴史文化資源　文化財の指定の有無にかかわらず，本市に存在する歴史的・文化的に価値のあるもの，地域固有の生活文化，本市の発展に寄与し，広く社会に影響を与えた人物及びその功績など，市民等と市が協働して守り，次世代へつないでいくべきもの並びにこれらの保存・保全，伝承及び継承に関わる人物や団体をいう。

(2) 顕彰　人物の功績や善行を広く伝え，その価値を認め，敬意を表することをいう。

(3) 創造的継承の循環　歴史文化資源に触れ，知り，学び，多角的にその価値を捉え直して新たな付加価値を創出し，伝えることを繰り返すことにより，世代から世代へと継続的につないでいく流れをいう。

(4) 市民等　本市に居住する住民，保存会，顕彰会等の地域団体，特定非営利活動法人，一般社団法人，一般財団法人，公益社団法人，公益財団法人，事業者並びに歴史文化資源の保存，保全及び活用に関わり得るものをいう。

（基本理念）

第３条　多様で豊かな歴史文化資源は，地域の過去と未来をつなぐ重要な価値を持つものであり，市民等及び市がその価値を認識し，共有するとともに時代の変化に合わせた新たな付加価値を見いだすことを歴史文化資源をつなぐまちづくりの基本理念とする。

２　前項の基本理念に従い，市民等と市は，地域に息づく歴史文化資源を見いだし，その魅力を掘り起こしながら保存・保全するとともに，創造的継承の循環を育むものとする。

３　第１項の基本理念に従い，市は，市民等の学びと地域への思いを育む環境を整える仕組みづくりを行うとともに，先人の知恵や術及び地域の物語に触れる機会の充実を図るものとする。

（市の役割）

第４条　市は，自然環境や社会環境の変化を踏まえ，歴史文化資源の適切な保存・保全に係る支援を行うとともに，市民等の保全意識の向上を図るよう努めるものとする。

２　市は，歴史文化資源の価値を広く市民等や次世代に伝えるため，周知・顕彰や学びの

場を創出するとともに，後継者や担い手を育成するための支援体制の整備に努めるものとする。

3　市は，市民等と連携し，共に歴史文化資源をつなぐまちづくりに資する取組を進めるために必要な環境の整備に努めるものとする。

4　市は，歴史文化資源を地域の魅力あるまちづくりの基軸として位置づけ，横断的かつ総合的な取組を推進するよう努めるものとする。この場合において，市は，歴史文化資源を観光資源及び教育資源として活用するとともに，その活用に当たっては，地域の取組との連携を図るよう努めるものとする。

5　市は，歴史文化資源をつなぐまちづくりに資する取組を推進するため，必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第５条　市民等は，歴史文化資源の価値を知り，地域の物語や先人の知恵や術に学びながら，多角的にその価値を捉え直し，時代の変化に合わせた新たな付加価値を加え，日々の暮らし，地域社会の課題解決及びコミュニティ活動に生かしていくとともに，次世代へつないでいくことを大切にするよう努めるものとする。

2　市民等は，歴史文化資源の保存・保全及び活用に関し，市と連携・協力するよう努めるものとする。

3　市民等は，次世代を担う者が日々の暮らしの中で地域の行事などを通じて歴史文化資源に触れ，楽しみながら学び，次世代の担い手としての意識を育むことで，歴史文化資源の魅力や価値をつないでいくことができる環境づくりを地域全体で進めるよう努めるものとする。

附　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（仮称）岡山市歴史文化資源をつなぐまちづくり条例案へのご意見募集

ご意見記入用紙

お名前	（フリガナ）
ご住所	〒　　－

※　ご意見の内容について、お問い合わせさせていただくことがありますので、必ずご記入ください。
※　企業・団体の場合は、企業・団体名及び代表者名、企業・団体の所在地をご記入ください。

【ご意見記入欄】５～７ページの条例案について、ご意見をご記入ください。
複数のご意見がある場合は、箇条書きにしてください。

ページ	ご意見等

■締　切　令和８年１２月２５日（金）※正午必着
■提出先　電子メール　chousaka@city.okayama.jp
※メールの件名を**【意見募集】歴史文化まちづくり条例について**としてください。
ＦＡＸ、郵送、持参でもご提出いただけます。
岡山市議会 議会局 政策調査課（岡山市役所本庁舎４階）
〒700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号
電話：086-803-1535（直通）　ＦＡＸ：086-233-1186

※　口頭又は電話でのご意見の受付はいたしません。あらかじめご了承ください。
※　いただいたご意見は、市議会ホームページなどで公表する予定です。
※　いただいたご意見に対して個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
※　ご記入いただいたご住所、お名前等の個人情報は、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年市条例第45号）の規定に従い、適切に取り扱います。